

令和元年定例会
防災県土整備企業常任委員会
提出資料

○ 所管事項

I 水道料金の見直しについて 1

II RDF焼却・発電事業について 4

令和元年12月13日

企業庁

I 水道料金の見直しについて

1 現行の水道料金

企業庁が経営する水道用水供給事業の料金は、「三重県水道供給条例」第5条の別表に定めており、現行料金は、下表のとおりとなっています。

なお、現行料金の算定期間は、平成27年度から令和元年度までの5年間となっています。

【現行料金】

事業名・水系名		基本料金 (円/m ³ ・月)	使用料金 (円/m ³)	超過料金 (円/m ³)	
北中勢 水道	北勢系	木曾川用水系	700	39	180
		三重用水系	1,710		
		長良川水系 (亀山市の区域以外の 区域に係るもの)	2,300		
		長良川水系 (亀山市の区域に係 るもの) ※	2,490		
	中勢系	980			
南勢志摩水道		780			

※亀山市の区域に係る料金は、受水地点の変更に伴う整備費用を加算した別料金

2 料金の見直しにおける基本的な考え方

(1) 算定方法

全国の水道事業体が料金算定の指針としている「水道料金算定要領」（公益社団法人日本水道協会）に基づき、総括原価方式により算定しています。

① 算定期間

令和2年度から令和6年度（5年間）

② 二部料金制

基本料金：施設の建設・改良に要した費用に基づき算定

使用料金：維持管理に要する費用に基づき算定

(2) 使用料金の平準化

複数水系を利用する受水市町の利便性を考慮し、平成22年度から全ての水系で平準化し、今回の見直しにおいてもこれを維持します。

(3) 超過料金の平準化

平成2年度から全ての水系で平準化し、今回の見直しにおいてもこれを維持します。

3 新料金（案）

事業名・水系名		受水市町	料金種別	単位	現行料金	新料金(案)	増減
北中勢水道	北勢系	木曾川用水系	基本	円/m ³ ・月	700	700	0
			使用	円/m ³	39	39	0
			超過	円/m ³	180	180	0
		三重用水系	基本	円/m ³ ・月	1,710	1,710	0
			使用	円/m ³	39	39	0
			超過	円/m ³	180	180	0
		長良川水系	基本	円/m ³ ・月	2,300	2,230	△70
			使用	円/m ³	39	39	0
			超過	円/m ³	180	180	0
	長良川水系(亀山市)	基本	円/m ³ ・月	2,490	2,430	△60	
		使用	円/m ³	39	39	0	
		超過	円/m ³	180	180	0	
	中勢系	津市・松阪市	基本	円/m ³ ・月	980	960	△20
			使用	円/m ³	39	39	0
			超過	円/m ³	180	180	0
南勢志摩水道	伊勢市・松阪市・鳥羽市・志摩市・多気町・明和町・大台町・玉城町・度会町	基本	円/m ³ ・月	780	780	0	
		使用	円/m ³	39	39	0	
		超過	円/m ³	180	180	0	

4 料金改定のスケジュール（案）

令和2年2月 令和2年定例会2月定例会に「三重県水道供給条例の一部を改正する条例案」を提出

令和2年4月1日 新料金の適用

【参考1】水道料金の推移

(単位：円)

年度	北 中 勢 水 道																		南勢志摩					
	北 勢 系									中 勢 系														
	木曾川用水			三重用水			長良川			長良川(亀山市)			雲出川			長良川			基本	使用	超過			
	基本	使用	超過	基本	使用	超過	基本	使用	超過	基本	使用	超過	基本	使用	超過	基本	使用	超過						
12	1,020	39	180	3,300	75	180										380	39	180	2,060	60	180	1,320	60	180
13							1,400	39	180															
14																								
15																								
16																								
17	680				65											470			2,030	39		1,290	39	
18																								
19																								
20																								
21												3,130	39	180										
22	670			2,930	39										1,000			1,000				1,070		
23							2,560				2,750													
24																								
25																								
26																								
27	700			1,710			2,300				2,490				980			980				780		
28																								
29																								
30																								
31																								

※基本料金は基本水量（一日最大給水量）1 m³当りの月額
 使用料金は使用水量1 m³当りの金額

【参考2】水道料金の算定方法

(1) 基本料金（資本費：施設の建設・改良に要した費用）

$$\text{基本料金} = \frac{\text{支払利息} + \text{減価償却費} + \text{資本造成費}}{\text{基本水量（一日最大給水量）} \times 12 \text{月} \times \text{料金算定期間}}$$

(円/m³・月)

(注) ア 支払利息：施設の建設・改良等に要する資金に充てるため借入れた企業債（政府債、公庫債、縁故債）の利息

イ 減価償却費：固定資産の耐用年数に応じて定額法で計上

ウ 資本造成費：減価償却費を超える元金償還額がある場合に、その差額を計上

(2) 使用料金（営業費用：維持管理費等）

$$\text{使用料金} = \frac{\text{維持管理費}}{\text{算定期間の全使用水量}}$$

(円/m³)

(注) ア 使用水量：各市町の給水需要計画を基に算定

イ 維持管理費：人件費、動力費、薬品費、修繕費、委託費、負担金、市町村交付金、物件費（前記以外の経費で旅費、賃金、備用品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、通信運搬費、その他）

Ⅱ RDF焼却・発電事業について

1 施設の稼働終了に伴う処置

平成30年7月の三重県RDF運営協議会総会決議（別紙）を受けて、製造団体は本年8月から9月にかけて、順次、新たなごみ処理体制に移行し、これに伴い三重ごみ固形燃料発電所でのRDFの焼却・発電は、本年9月17日をもって終了しました。

焼却・発電の終了後、これまでに設備の清掃並びに焼却灰、ボイラー水及び薬剤等の取り出しを完了し、現在、取り出した焼却灰やボイラー水等の処分を進めています。

また、清掃作業等の完了後には、施設への侵入防止対策として、発電所敷地の周囲にフェンスを整備します。

2 三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議の開催

令和元年12月18日（水）に学識経験者等で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議技術部会」を、令和2年1月（予定）には学識経験者や地域住民等で構成する「三重ごみ固形燃料発電所安全管理会議」を開催し、本年9月17日までの発電所の運転状況、施設の点検・修理の結果、及びRDFの受入・保管状況等について報告を行うこととしています。

3 電気事業法上の発電所の廃止

電気事業法における発電所の廃止にあたっては、発電所と送電線を切り離したうえで、同法第106条の規定に基づき「自家用電気工作物廃止報告書」を提出することとなります。

RDFの焼却・発電が終了した本年9月17日以降、三重ごみ固形燃料発電所では、設備の清掃作業等に要する電力、及び桑名広域清掃事業組合からの要請に応じて発電所経由で同組合のRDF化施設へ供給する電力を、電力会社から受電しています。

12月下旬には上記の受電が終了し、電力会社が、三重ごみ固形燃料発電所と送電線を切り離す作業を行う予定となっており、その後、速やかに「自家用電気工作物廃止報告書」を中部近畿産業保安監督部へ提出し、これをもって電気事業法における三重ごみ固形燃料発電所の廃止となります。

4 セーフティーネットの運用

平成30年7月の協議会総会決議（別紙）に基づき、RDFの製造を継続している団体に対して、令和元年9月から令和3年3月までの間、セーフティーネット[※]を運用しています。

※セーフティーネットの詳細については、別紙の協議会総会決議「3」をご参照ください。

5 RDF焼却・発電施設撤去設計等業務委託

RDF焼却・発電施設の撤去費用や工期等を算出するため、施設撤去設計業務委託及び土壌調査業務委託を実施しています。

本年9月17日の焼却・発電終了後、現地における調査に着手しており、引き続き、周辺環境に配慮した撤去工法、安全対策等について検討を行っていきます。

6 今後の取組

(1) 施設撤去等

引き続き、施設撤去設計等の業務を進めるとともに、来年度当初予算への必要経費の計上に向けて、関係部局等との協議を進めていきます。

(2) 円滑な事業終了に向けた取組

協議会総会決議（別紙）に基づきRDF処理委託料の清算を進めるなど、関係部局等と協議・調整のうえ、関係市町と連携して円滑な事業の終了に向けた取組を進めていきます。

(3) 事業の総括等

施設撤去等を行った後に、関係部局等と協議・調整のうえ、残余の財産等は一般会計へ引き継ぐこととしています。

また、すべての事業が終了した際には、関係部局と連携し、環境政策の視点も含めた事業全体の検証を行うとともに、市町からの意見も取り入れ、改めて事業の総括を行うこととしています。

R D F 焼却・発電事業に関する決議

R D F 焼却・発電事業については、事業期間を平成 33(2021)年 3 月 31 日までとされていたが、桑名広域清掃事業組合の新ごみ処理施設の完成が平成 31(2019)年 12 月末となり、また、同施設の試運転のため同年 9 月に三重ごみ固形燃料発電所への R D F の搬入が終了するなど、新たなごみ処理体制の構築に進展が見られることとなった。

このため、平成 26(2014)年 1 月 17 日に締結した R D F 焼却・発電事業に係る確認書（以下「確認書」という。）及び総務運営部会での協議結果をふまえ、以下のとおり決議する。

- 1 製造団体は、平成 31(2019)年 9 月を軸に三重ごみ固形燃料発電所への R D F の搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行する。
- 2 県は、R D F の製造を継続する団体に対して、三重ごみ固形燃料発電所に代わる新たな処理先の確保に責任を持って協力する。
- 3 R D F の製造を継続する団体に対しては、平成 33(2021)年 3 月 31 日までの間に、新たな処理先におけるトラブル等により現行の R D F 処理委託料（14,145 円/t（税抜））を超える額での処理が必要となった場合に、その超過分を確認書第 3 条に規定する事業の運営に要する費用として取り扱うセーフティーネットを設ける。
- 4 確認書第 3 条の規定に基づき事業の運営に要する費用の清算を行い、清算金を確定するものとし、清算金は、R D F の処理及び運搬に要した費用に応じて、製造団体に分配する。
- 5 県は、製造団体が新たなごみ処理体制に円滑に移行できるよう技術的支援や国への要望を引き続き行うとともに、ポスト R D F に向けて必要となる施設整備等に対する支援を検討する。